



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

75	県産認定リサイクル製品の使用及び購入の状況の公表	(環境生活総務課)	1
76	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)	2
77	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(")	2
78	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(")	3
79	〃	(")	3
80	〃	(")	3
81	〃	(")	4
82	〃	(")	4
83	〃	(")	4
84	救急病院の認定	(医務課)	4
85	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の変更の届出(労働政策課)		5
86	木材業者等の登録	(林業振興課)	5
87	道路の供用開始	(道路保全課)	5
88	道路の区域変更	(")	5
89	道路の供用開始	(")	6
90	道路の区域変更	(")	6
91	道路の供用開始	(")	7
92	道路の区域変更	(")	7

○ 選挙管理委員会告示

*2 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 7

○ 収用委員会告示

1 土地収用法による裁決手続開始の決定 8

告 示

和歌山県告示第75号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例(平成17年和歌山県条例第131号)第10条第2項の規定に基づき、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第116号)第7条第1項に規定する県産認定リサイクル製品の平成23年度における使用及び購入の状況について次のとおり公表する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 工事

(1) 使用数量

種別 () 内は製品数	品 目	数 量
--------------	-----	-----

コンクリート資材関係 (61)	再生砕石	11,470m ³ 6,280t 1,370m ²
	上層路盤材	1,152m ³
	再生砂	370m ³ 918t 2,720m ²
	コンクリート二次製品	936m 4,845m ² 4枚 2,560個 1箇所
植生基盤材等 (16)	土壌改良材	7,408m ² 462袋 4,320L
	法面緑化材	10,150m ²
文具等 (1)	ベンチ	13m ³
その他の工事資材 (1)	貝殻魚礁	3基

(2) 購入金額 295,472,067円

2 物品の調達

(1) 使用数量

種別 () 内は製品数	品 目	数 量
文具・機器類 (1)	トナーカートリッジ	151個

(2) 購入金額 775,792円

和歌山県告示第76号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011300120	てんとう虫	伊都郡かつらぎ町佐野847-4	就労移行支援 就労継続支援A型	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	平成24.12.31

和歌山県告示第77号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011310103	ソプラス	伊都郡かつらぎ町佐野793	就労移行支援	特になし	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	平成25.1.1	平成30.12.31
			就労継続支援A型					
			就労継続支援B型					

和歌山県告示第78号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051700114	放課後等デイサービス・児童発達支援事業所キッズめばえ	紀の川市貴志川町長山277-108	児童発達支援	有限会社eサポート	和歌山市有家379番地の6	平成25.1.1	平成30.12.31
			放課後等デイサービス				

和歌山県告示第79号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051300030	くまの子教室	伊都郡かつらぎ町妙寺146番地の2 かつらぎ町ゆうゆうコミュニティホーム内	児童発達支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58番地の3	平成25.1.1	平成30.12.31

和歌山県告示第80号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3052100066	児童デイサービスどりーむ	日高郡由良町吹井130	児童発達支援	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成25.1.1	平成30.12.31
			放課後等デイ				

			サービス				
--	--	--	------	--	--	--	--

和歌山県告示第81号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	指 定の有効期限
3052400102	児童デイサービスくれよん	西牟婁郡上富田町朝来2302	児童発達支援	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成25. 1. 1	平成30. 12. 31
			放課後等デイサービス				

和歌山県告示第82号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	指 定の有効期限
3052400110	児童デイサービスぱれっと	西牟婁郡白浜町富田字茶屋ノ芝957-4	児童発達支援	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成25. 1. 1	平成30. 12. 31
			放課後等デイサービス				

和歌山県告示第83号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	指 定の有効期限
3052500042	児童デイサービスふれんず	東牟婁郡串本町田原700	児童発達支援	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成25. 1. 1	平成30. 12. 31
			放課後等デイサービス				

和歌山県告示第84号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院
- 2 所在地 伊都郡かつらぎ町妙寺219
- 3 有効期限 平成28年1月6日

和歌山県告示85号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者から次のとおり事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 社会福祉法人筭憩会
- 2 事務所の名称 伊都障がい者就業・生活支援センター
- 3 事務所の所在地
(変更前) 和歌山県橋本市野5-1 障がい者総合社会復帰施設あるぺじお内
(変更後) 和歌山県橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター内
- 4 変更年月日 平成25年1月4日

和歌山県告示第86号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 名称及び所在地
		2001	平成 24. 12. 26	伊都郡かつらぎ町笠田 東586	青山チップ 青山光浩	チップ	伊都郡かつらぎ町笠田 東586

和歌山県告示第87号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市山崎町三丁目2番4地先から同市日方字神田808番12地先まで

供用開始の期日 平成25年1月15日

和歌山県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平瀬上三栖線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上三栖字坂本912番1地先から同市上三栖字坂本925番3地先まで	旧	3.80 } 13.10	91.50	
同上	新	7.00 } 17.00	91.50	

和歌山県告示第89号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 平瀬上三栖線

供用開始の区間 田辺市上三栖字坂本912番1地先から同市上三栖字坂本925番3地先まで

供用開始の期日 平成25年1月15日

和歌山県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡上富田町生馬字鳥淵2768番5地先から同町生馬字下滝2912番5地先まで	旧	3.50 } 20.00	742.50	
同上	旧	8.20 } 44.70	784.20	鳥淵橋 L=33.00 払合橋 L=24.00 出水橋 L=36.00
		8.20		鳥淵橋 L=33.00

同上	新	44.70	784.20	払合橋 出水橋	L=24.00 L=36.00
----	---	-------	--------	------------	--------------------

和歌山県告示第91号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町生馬字鳥淵2768番5地先から同町生馬字下滝2912番5地先まで

供用開始の期日 平成25年1月15日

和歌山県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字井関字須崎738番1地先から同町大字井関字八反田818番7地先まで	旧	6.86 11.33	220.00	
同上	新	9.25 16.10	220.00	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年1月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

第1項の表中 「医療法人博寿会 山 本 病 院」 橋本市東家六丁目7番26号 を 「社会医 山」

療法人博寿会 本 病 院	橋本市東家六丁目7番26号	に、	財団法人白浜医療福祉財団 白 浜 は ま ゆ う 病 院
-----------------	---------------	----	---------------------------------

西牟婁郡白浜町1477番地	を	公益財団法人白浜医療福祉財団 白 浜 は ま ゆ う 病 院	西牟婁郡白浜町1477番地
---------------	---	-----------------------------------	---------------

に改める。

第5項の表中	医療法人博寿会老人保健施設 博 寿 苑	橋本市東家六丁目7番5号	を	社会医 保 健 施 博
--------	------------------------	--------------	---	----------------

療法人博寿会介護老人 設 寿 苑	橋本市東家六丁目7番5号	に、	介護老人保健施設 自 彊 館
---------------------	--------------	----	-------------------

田辺市たきない町6-11	を	介護老人保健施設 自 彊 館 介護老人保健施設 田 辺 す み れ 苑	田辺市たきない町6-11 田辺市城山台4番5号
--------------	---	--	----------------------------

に改める。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成24年12月27日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年1月15日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九瀬字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで）並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

